

これまでの検討経過

平成14年3月29日

内閣官房都市再生本部事務局
内閣府（防災担当）
国土交通省近畿地方整備局

1 これまでに3委員会で出された意見

それぞれの委員会の開催状況

- 第1回厚生労働委員会（平成13年12月26日）
- 第1回国土交通委員会（平成14年1月28日）
- 第1回全体委員会（平成14年3月6日）
- 第2回厚生労働委員会（平成14年3月15日）
- 第2回国土交通委員会（平成14年3月18日）
- 第3回全体委員会（平成14年4月22日予定）
- 第3回国土交通委員会（平成14年6月12日予定）

これまでに出了された意見概要

（1）想定地震、被災想定について

想定地震としてまず、活断層地震に注目してほしい。京阪神圏の活断層線は東京圏に比べて明確であり、想定は容易なはず。また、甚大な被害も概ね半径10km以内に限定される。

南海地震は被災範囲があまりに大きいと言う点で見落とせない。近畿地方だけでは救助・救援活動の展開が不可能と思われる。

広域防災拠点整備の想定期間が仮に10年程度とすれば、被災想定の中かで現在進行中の耐震対策の反映が必要である。

対象外力については、各委員会が同一の外力を対象として検討を進めるべきであり、早々に調整する必要がある。

（2）広域防災拠点の考え方について

広域防災拠点と基幹的広域防災拠点との概念、機能の違いが明確になるように留意して、議論を進める必要がある。

現状把握の中かで、各県の地域防災拠点や広域防災拠点の能力を並べてみる必要がある（例：規模、機能の種類、扱える物量ほか）。また、東京圏の都県市のケースを整理しておくことも有益と思われる。

防災の最前線はあくまで自治体が一義的に行うべきことである。国がすべきことはロジスティクスなどの前線を動きやすくするような後方支援ではないか。

各府県市の防災計画に基づく活動の中かで、未だ実現していないものは何か、明らかにすることが不可欠。

防災拠点は（大規模集中型より）なるべく自律分散させる必要がある。また、平常時の延長線上で対応できるよう機能や配置、ネットワーク機能（拠点相互、被災地と拠点との間）を考慮すべきである。

広域防災拠点の中に現地対策本部をつくるのかどうか分からない。どのような情報を、どのように集め、分析、判断、意思決定し、現地にどのように指令を行うのか、その役割分担を決めなければ広域防災拠点の機能を検討できない。

首都圏では、合同現地対策本部を置く場＝基幹的広域防災拠点となっているが、近畿圏が同一である必要はなく、現状と照らし合わせ柔軟に考えていけばよい。

本部の場所と広域防災拠点の場所が同じである必要はない。必要な機能を決めておき、それに対応できる場所の候補をいくつか用意しておけばよい。機能をはっきりさせ、フレキシブルに使える場所をいくつか選んでおく。大阪であれば、本部は大手前の庁舎の耐震化をすればよい。事務局説明に広域防災拠点を埋め込むという表現があったが、この広域防災拠点を埋め込むという考え方がポイントとなる。近畿圏全体をカバーするような大きなものを1箇所につくるのではなく、広域的コントロールのできるものを市街地につくるという点から新たな議論ができる。例えば物流面でのみいえば、西と東、海の入口の3箇所に門構えが必要である。当委員会(厚生労働委員会)で当面必要となる情報は、「基幹的広域防災拠点あるいは広域防災拠点がどのような機能を持つのか」といった計画諸元を定めるための条件であり、全体委員会において整理して頂く必要がある。

広域防災拠点が「復旧支援等のヘッドクォーターとなり、また国の機関のバックアップ機能を持つもの」として、発災時に事業体の枠を超えて、水融通等の調整機能を発揮する場所となるのかについては、これから検討が必要。

広域防災拠点を災害時にヘッドクォーターとしての機能を発揮させるため、メディアとの関係も含めて、情報収集・管理のルール(マニュアル)が必要になるのではないかと。

(3) 広域防災における国の役割等について

資料にまとめてあるような国の役割については、既存の機関が被害状況を把握し、遂行できることである。それ以外の組織(広域防災拠点)を置く必要があるのか。現地対策本部において何ができて、何ができないのか明確にしないと議論が空回りする。

基幹的広域防災拠点と広域防災拠点、現地対策本部、その他の対策本部におけるそれぞれの役割、関係が不明確である。現在の各自治体の広域防災拠点や現行の制度、指揮命令系統の何が問題で、国が何を整備すべきなのかよく分からない。

現地対策本部は、情報収集できる場所としてどこに置くのか決めておかなければならない。また、そのメンバーもはっきりさせておいた方がよい。

行政間の調整が滞ることなく、意思決定を迅速に行うためには、合同現地対策本部に一本化、対応する必要がある。但し、そこで全ての事象に対応するのではなく、根幹を合同現地対策本部が担い、末端の道路などについては各自治体の本部にて対応することになる。

(4) 交通・情報等のネットワーク機能について

ネットワークのなかでは、やはり交通が要となる。代替交通路や輸送路は、人工的な都市構造及び都市機能にとどまらず、自然条件(例えば、河川や海域)も含めた検討が不可欠である(特に内陸部)。

平常時の民間物流の形態は、在庫あるいは倉庫等の備蓄機能を極力持たない方式に移行してきている。

民間とも十分話をし、物流実態を踏まえた非常時の輸送ネットワーク、防災拠点の検討が必要である。

現地の被災状況の情報収集をどのような方法で行うのか(阪神・淡路大震災の時にはどのようにしていたのか)整理してほしい。光ファイバー、無線系通信、衛星系通信、インターネットなど、多様な手段があるはずだが、どのような輻輳があり得るか(あったか)、機能停止の原因等を十分把握し、整備に生かして欲しい。

災害時においては、情報の収集、伝達が非常に重要である。基幹的広域防災拠点において、各府県の防災システムを統合し活用する方策が必要ではないかと。

物資の搬送や、人の移動を考えたとき、道路、鉄道、空路(空港)を総合的にどう活用するのか検討する必要がある。

(5) 医療・ボランティア関係について

医療の災害時支援システム等を各省庁の防災システムと連携させ、総合的な防災システムを構築する必要があるのではないか。

災害ボランティアとの関係で、平常時からの支援を含めた連携、調整について検討すべきではないか。本調査でもおこなわれるが、消防庁においても平成14年度において検討を進めていくこととしている。

既に神戸市に災害ボランティアのネットワークが組織されている。こうしたコーディネート力のあるボランティアとの連携が必要である。

災害医療の関係で、広域搬送を考えたとき、公共団体が所有しているヘリの数が不足する。民間ヘリとの連携を十分考える必要がある。

東海、東南海、南海地震等大規模災害を考えたとき、患者の広域搬送をどのようにするか十分検討が必要。場合によっては、患者の広域輸送自体物理的に無理ではないかとも思える。今回の検討において、災害時医療そのものの枠組みも検討すべき。

(6) 水に関わること

水に関わる問題の検討においては、関係する省庁等との連携を十分に図って進めることが必要である。

水道の場合、エネルギーを電気やガスに頼っているため、電気やガスとの連携や情報交換といった仕組みも検討が必要ではないか。

防災拠点における機能として、全体委員会資料でも「医療活動のための水」が基幹的広域防災拠点に位置づけられており、災害時水量の一つの要因として、医療用水（場合によっては、消火用水）の確保を考慮する必要が生ずると考えられる。消防行政の方で整備される消火用水があると思うが、災害時においても水道からの水が直接に消火に使用されることが多く、消火用水も含めて検討の視野に入れることが重要と考えられる。

(7) その他全体に関わること

災害対策にあたり、必要な施設毎に関連する現行制度の基本的考え方を整理しておく必要がある。（水道事業体、または地方自治体(行政)）

現地で何が起こるか実際の現象を十分ふまえ、机上の空論にならないように進める必要がある。

阪神・淡路大震災の経験を吟味することも有意義である。

全体委員会、国土交通省委員会、厚生労働委員会の3者で検討が進められるが、所管事項にとらわれることなく周辺視を働かせ、お互いの検討状況を個別に交換し共有しながら進める必要がある。

発災後の対策の考え方がまとまった後、関係機関による訓練を重ねる必要がある。

発災直後の対応のみでなく、復旧復興期までの対策を検討すべきではないか。

費用負担などの現実的な問題も念頭に置いて、防災拠点の具体的整備を考えていく必要がある。現時点の知見をもとにした計画が実行に移されるまでに5～10年かかるなら、その間に災害対応もIT関連の進歩でかなり状況が変わってくる。このため、基本的には今ある知見を基本として計画を策定することになるが、加速度的に進んでいる技術革新を反映させるため、計画の時点修正を考えるのが適切と思われる。本検討は将来、時点時点で見直すという含みを持たせた形で位置づける方向で検討することが必要と考えられる。

2 本検討委員会及び関係委員会の関係

